



2020年4月30日

各 位

会社名 アイカ工業株式会社
代表取締役
代表者名 社長執行役員 小野 勇治
(コード番号 4206 東証・名証第1部)
問合せ先 執行役員 総務部担当 天野利通
(TEL 052-533-3134)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2020年6月23日開催予定の第120回定時株主総会において「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、2020年4月1日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途お知らせいたしましたとおり、経営の透明性を向上させ、一層のコーポレート・ガバナンス強化を図るとともに、意思決定のさらなる迅速化を実現することを目的として監査等委員会設置会社に移行する予定であります。これに伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものです。
- (2) 上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2020年6月23日(予定)
定款変更の効力発生日 2020年6月23日(予定)

以 上

別紙

(下線部分は改正部分を示す)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p><u>(2) 監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第12条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第21条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数および選任)</p> <p>第22条 当社の取締役は12名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p><u>②</u>取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行と同じ)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (削除)</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>第5条 (現行と同じ)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第12条 (現行と同じ)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第21条 (現行と同じ)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数および選任)</p> <p>第22条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>は、12名以内とする。</p> <p><u>②</u>当社の<u>監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p><u>③</u>取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p>

現行定款	変更案
<p>③ (条文省略)</p> <p>④ (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>② <u>増員として選任された取締役または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役および取締役会長)</p> <p>第24条 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議により取締役会長</p>	<p>④ (現行と同じ)</p> <p>⑤ (現行と同じ)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第23条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>④ <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および取締役会長)</p> <p>第24条 取締役会は、その決議により<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議により<u>取締役(監</u></p>

現行定款	変更案
<p>1名を定めることができる。</p> <p>第25条～第26条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第27条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</p> <p>②取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第28条～第29条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第31条 (条文省略)</p>	<p><u>査等委員である取締役を除く。)</u>の中から<u>取締役会長1名を定めることができる。</u></p> <p>第25条～第26条 (現行と同じ)</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第27条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</p> <p>②取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第28条～第29条 (現行と同じ)</p> <p><u>(業務執行の決定の取締役への委任)</u></p> <p>第30条 <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第32条 (現行と同じ)</p>

現行定款	変更案
<p>(<u>常勤の監査役</u>)</p> <p>第34条 <u>監査役会</u>は、その決議により常勤の監査役を選定する。</p> <p>(<u>監査役会の招集</u>)</p> <p>第35条 <u>監査役会</u>の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</p> <p>② <u>監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで<u>監査役会</u>を開催することができる。</p> <p>(<u>監査役の報酬等</u>)</p> <p>第36条 <u>監査役の報酬等</u>は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(<u>社外監査役の責任免除</u>)</p> <p>第37条 <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u></p> <p><u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(<u>常勤の監査等委員</u>)</p> <p>第33条 <u>監査等委員会</u>は、その決議により<u>監査等委員の中から常勤の監査等委員</u>を選定することができる。</p> <p>(<u>監査等委員会の招集</u>)</p> <p>第34条 <u>監査等委員会</u>の招集通知は、各<u>監査等委員</u>に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</p> <p>② <u>監査等委員</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで<u>監査等委員会</u>を開催することができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(<u>監査等委員会の決議</u>)</p> <p>第35条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第 <u>38</u> 条～第 <u>39</u> 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第 <u>40</u> 条～第 <u>43</u> 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>平成 <u>21</u> 年 6 月 2 3 日改正 平成 <u>28</u> 年 6 月 2 3 日改正 平成 <u>30</u> 年 6 月 2 2 日改正 (新設)</p>	<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第 <u>36</u> 条～第 <u>37</u> 条 (現行と同じ)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第 <u>38</u> 条～第 <u>41</u> 条 (現行と同じ)</p> <p>附則 (社外監査役の責任免除に関する経過措置) <u>第120回定時株主総会終結前の社外監査役 (社外監査役であった者を含む。)の行為に関する 会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定 する契約については、なお同定時株主総会の 決議による変更前の定款第37条の定めるところ による。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>2009</u> 年 6 月 2 3 日改正 <u>2016</u> 年 6 月 2 3 日改正 <u>2018</u> 年 6 月 2 2 日改正 <u>2020</u> 年 6 月 2 3 日改正</p>